

小規模多機能型居宅介護事業所 かくれんぼ

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 かくれんぼ
法人名	社会福祉法人 遊生会
所在地	新潟市 西蒲区 西中723番地1
市指定年月日	平成23年5月 1日 「新潟市 第1590100820号」
登録定員	29名
電話番号	0256-82-1980
代表者	理事長 水野 飛鳥
管理者	大矢 亜希子

2. 施設の概要

介護保険法で定められた施設	食堂兼機能訓練室・台所・宿泊室・浴室
その他の施設	事務室・脱衣室・トイレ・リネン室
その他 主な設備・備品	一般浴槽・中間浴槽・ベッド・車椅子・テーブル 椅子・テレビ・送迎車両・その他

3. 事業の実施地域及び営業時間

通常の実施地域	新潟市西蒲区岩室圏域
---------	------------

4. 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	訪問サービス 24時間 通いサービス 午前 9:00 ~ 午後 6:00 宿泊サービス 午後 6:00 ~ 午前 9:00

5. 職員の配置状況

職 種	員 数	職務の内容
1. 管理者	1人	事業所運営の統括
2. 計画作成担当者	1人	サービスの調整・相談業務
3. 看護職員	1人	健康チェック等の医務業務
4. 介護職員	7人以上	日常生活の介護・相談業務

1. 提供するサービスの内容

提供するサービスの内容は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護です。当事業所において、日常生活のお世話、機能訓練、お食事や入浴の提供などを行う事により心身機能の維持を行うサービスです。

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

■ 小規模多機能型居宅介護サービス

入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養または娯楽に係わる活動の機会の提供及び送迎サービスとし、サービスの提供にあたっては次の点に留意します。

- ・ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行います。
- ・ 利用者の心身の状況を把握し、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成し、それに基づきサービスを提供します。
- ・ 職員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ・ サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、同意なく身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急時やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由を記録します。
- ・ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

■ 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス

入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係わる活動の機会の提供及び送迎サービスとし、サービスの提供にあたっては次の点に留意するものとします。

- ・ サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
- ・ サービスは、地域包括支援センター、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握した上で介護計画を作成し、その目標を設定し計画的に行うものとします。
- ・ サービスの提供にあたっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に行事に参加するよう適切な働きかけに努めるものとします。
- ・ 職員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとします。

- ・ サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、同意なく身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由を記録します。
- ・ 事業者は、自らその提供する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、地域包括支援センター、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとします。

2. 利用者負担金

サービスを利用するにあたって、あなたにご負担していただく料金は次のとおりです。
 なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(1 単位 10.17 円)

小規模多機能型居宅介護 基本料金 (1 か月につき)

項 目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
1 割負担	10,636 円	15,632 円	22,740 円	25,097 円	27,672 円
2 割負担	21,272 円	31,263 円	45,479 円	50,193 円	55,343 円
3 割負担	31,908 円	46,894 円	68,218 円	75,290 円	83,015 円

介護予防小規模多機能型居宅介護 基本料金 (1 か月につき)

項 目	要支援 1	要支援 2
単位数	3,450 単位	6,972 単位
1 割負担	3,509 円	7,091 円
2 割負担	7,018 円	14,181 円
3 割負担	10,526 円	21,272 円

* 初期加算

指定小規模多機能型居宅介護に登録した日から 30 日以内の期間について、初期加算として 1 日につき 30 単位が加算されます。

* サービス提供体制加算 (1 か月につき)

① サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 750 単位

従業者の総数に対し、以下の (イ) または (ロ) のいずれかに該当すること

(イ) 介護福祉士が 70%以上の配置

(ロ) 勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25%以上の配置

② サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 640 単位

従業者の総数に対し、介護福祉士が 50%以上の配置

①サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350 単位

従業者の総数に対し、以下の（イ）～（ハ）のいずれかに該当すること

（イ）介護福祉士が 70%以上の配置 （ロ）常勤職員が 60%以上の配置

（ハ）勤続年数 7 年以上の者が 30%以上の配置

***認知症加算（1 か月につき）**

① 認知症加算（Ⅲ） 760 単位

日常生活に支障を来たすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）

② 認知症加算（Ⅳ） 460 単位

要介護 2 に該当し、日常生活に支障を来たすおそれのある症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）

***看護職員配置加算（1 か月につき）**

① 看護職員配置加算（Ⅰ）常勤かつ専従の看護師を 1 名以上配置 900 単位

② 看護職員配置加算（Ⅱ）常勤かつ専従の准看護師を 1 名以上配置 700 単位

③ 看護職員配置加算（Ⅲ）看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置 480 単位

***総合マネジメント体制強化加算（1 か月につき）**

次に掲げる基準のいずれにも適合すること 1,200 単位

① 小規模多機能型居宅介護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護支援専門員や看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。

② 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。

④ 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

⑤ 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

***若年性認知症利用者受入加算（1 か月につき）**

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決めていること。

① 小規模多機能型居宅介護の場合 800 単位

② 介護予防小規模多機能型居宅介護の場合 450 単位

※上記の認知症加算を算定している場合は算定しない。

***介護職員等処遇改善加算（1 か月につき）**

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）労働力確保を目的に介護職員の処遇を改善するための加算
基本サービス料金（単位）と各種加算の合計に 14.9%を掛けた単位数

***訪問体制強化加算(1 か月につき) 1,000 単位**

- ①訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を 2 人以上配置
- ②事業所における延べ訪問回数が 1 月当たり 2 0 0 回以上。

***科学的介護推進体制加算(1 か月につき) 40 単位**

- ①利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。
- ②必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービス提供にあたり基本的な情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用

◎下記の費用については、別途ご負担いただきます。

- ・ 食費 （朝食）420 円 （昼食）560 円 （夕食）560 円
- ・ 宿泊費 個室 1 日 1,600 円
- ・ おむつ代 実費 ・洗濯代 250 円／回 ・区域外送迎費 片道 150 円
- ・ レクリエーション、クラブ活動に係る費用

ご契約者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動にご参加いただけます。

その費用として材料代等の実費をいただきます。

※提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用は実費です。

☆ 月毎の包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により、（介護予防）小規模多機能型居宅護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割での割引または増額は致しません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割した料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日 … 利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日 … 利用者と当事業所の利用契約が終了した日

【自己負担の利用料金のお支払方法】

次の方法によりお支払いください。

①窓口での現金支払い

お支払いの際は、おつりのないようご協力ください。

②銀行振り込み

当月分を翌々月 15 日（金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日）までに下記指定の口座に銀行振り込み下さい。

※振込手数料はご契約者様のご負担となります。

第四銀行 西川支店 普通預金	No	1211928
名 義 社会福祉法人 遊生会	理事長	水野 飛鳥

③口座振替

当月分の利用料の振替日は、原則としてサービス利用月の翌々月の 25 日（金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日）です。

○ 利用基準及び利用の中止、変更、追加

① 利用することができるのは、次の各号に定める事項全てに該当するお客様とさせていただきます。

1. 要支援 1・2 または要介護認定 1 以上の方であること。
2. 複数の方が利用し、泊まれる為、共同生活を営むに概ね支障が無い事。
3. 自傷または他人へ危害を加える恐れがないこと。
4. 常時医療機関等においての治療を必要としないこと。
5. 本書及び契約書に定める事項を承諾し、運営方針に賛同できること。

② 利用予定日より前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までにお申し出ください。

③ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申出をされた場合、取消料として予定された食費相当額をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等の事由がある場合は、この限りではありません。

3. 個人情報の使用に係る同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲で使用しますが、その同意については、本契約をもって同意したものとします。

（1）使用する目的

- ① 利用者に係わる居宅サービス計画等を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員と居宅サービス計画等に位置づけられたサービス事業者、主治医、保険者との連絡調整において必要になった場合

（2）使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を一切記録しておくこと

4. サービス利用にあたっての留意事項

項 目	留 意 事 項
1.送迎時間	道路事情、天候等により、予定時間を前後する場合があります。
2.体調確認	利用時に健康チェックを行います。居宅においての体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
3.体調不良による利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
4.設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
5.勧誘活動	施設内で職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）を行うことはできません。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けています。

窓口設置場所 新潟市 西蒲区 西中723番地1
 小規模多機能型居宅介護事業所 かくれんぼ 事務室
 電話番号：0256-82-1980
 携帯番号：090-7712-5944
 窓口開設時間 午前9時00分から午後5時00分まで
 対 応 担 当 者 苦情受付担当者 川本 尚子（介護職員）
 苦情解決責任者 大矢 亜希子（管理者）
 そ の 他 窓口開設時間外は、携帯電話により対応します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新潟市福祉部介護保険課	電話 025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	電話 025-285-3022
第三者委員 木村 新一（法人評議員）	電話 0256-93-3076
第三者委員 水倉 誠（法人評議員）	電話 0256-72-8866

6. 事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、新潟市、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ③ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 社会生活上の便宜の提供等について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 79 条に基づき、

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 かくれんぼは、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めさせていただきます。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 かくれんぼは、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めさせていただきます。

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

(事業 者)

住 所： 〒 9 5 3 - 0 0 4 1

新潟市 西蒲区 巻甲 2 2 0 3 番地 1

事業 者： 社会福祉法人 遊生会

理事長 水野 飛鳥 印

事業 所： 小規模多機能型居宅介護事業所 かくれんぼ

説 明 者： 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利 用 者)

住 所：

氏 名： 印

(利用者代理人)

住 所：

氏 名： 印

(立 会 人)

住 所：

氏 名： 印